

平成21年7月28日

国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施について ～平成21年度は14都県で実施します～

1. 訓練の目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ります。

2. 共同訓練の実施予定

平成21年度の共同訓練の実施予定は下の通り。今年度末までに47都道府県全てで国と共同の国民保護訓練を実施することになります。

訓練の実施は10月以降を予定していますが、実施時期、規模、内容等については、新型インフルエンザ等への対応状況も踏まえます。

		実施予定団体	実施予定時期			実施予定団体	実施予定時期
1	実動訓練	福島県	12月下旬	8	図上訓練	群馬県	11月下旬
2		石川県	11月上旬	9		東京都	11月中旬
3		兵庫県	11月下旬	10		福井県	12月下旬
4		徳島県	2月上旬	11		山梨県	11月中旬
5	図上	岩手県	11月上旬	12		香川県	2月中旬
6		秋田県	11月下旬	13		高知県	2月中旬
7		栃木県	10月下旬	14		沖縄県	1月中旬

※) 実動訓練について

国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、住民の避難誘導、医療の提供等の救援措置など、国民の保護のための一連の措置について、現地における実動訓練を実施する。

※) 図上訓練について

国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、図上訓練を実施する。

国民保護訓練(地方公共団体との共同訓練)実施状況

年度	種別	実施都道府県	都道府県数
17	実動	福井県	5
	図上	埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	
18	実動	北海道、茨城県、鳥取県	11
	図上	埼玉県、東京都、福井県、大阪府、鳥取県、愛媛県、福岡県、佐賀県	
19	実動	茨城県、千葉県、静岡県、島根県、愛媛県	15
	図上	宮城県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、和歌山県、広島県、山口県、熊本県、鹿児島県	
20	実動	長野県、鳥取県、岡山県、山口県	18
	図上	青森県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、福井県、三重県、滋賀県、奈良県、徳島県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県	
21 (予定)	実動	福島県、石川県、兵庫県、徳島県	14
	図上	岩手県、秋田県、栃木県、群馬県、東京都、福井県、山梨県、香川県、高知県、沖縄県	

※平成20年度末現在、延べ49都道府県(実数37都道府県)で実施

(参考)

◎国民保護法について

正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

◎国民保護法に係る経緯

平成15年6月 事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）成立、施行

平成16年6月 国民保護法成立

平成16年9月 国民保護法施行

平成17年3月 国民の保護に関する基本指針閣議決定

◎国民保護法（抄）

（訓練）

第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。（以下、省略）

2 （省略）

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

第43条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の費用の負担）

第168条 （省略）

2 第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 （省略）